○東京藝術大学情報セキュリティ委員会規則

平成28年10月20日 制 定

(設置)

第1条 この規則は、東京藝術大学情報セキュリティ管理規則(以下「管理規則」 という。)第6条の規定に基づき、東京藝術大学情報セキュリティ委員会(以下 「委員会」という。)の組織及び運営について定めることを目的とする。 (任務)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1)情報セキュリティ対策の企画・整備・実施に関すること
 - (2) 情報セキュリティの実施状況調査に関すること
 - (3)情報セキュリティに関する教育に関すること
 - (4) その他情報セキュリティに関する重要事項 (組織)
- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1)情報セキュリティ統括責任者(以下「CISO」という。)
 - (2) 全学情報システム・セキュリティ責任者
 - (3) 部局情報保護管理責任者
 - (4)情報セキュリティについて専門的知識を有する者 (学外者を含む。)のうち、 CISOが指名する者 若干人

(任期)

- 第4条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長)
- 第5条 委員会に委員長を置き、CISOをもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

- 第6条 委員会に副委員長を置き、全学情報システム・セキュリティ責任者をもって充てる。
- 2 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第7条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、委員長が必要と認めたときは、この限りでない。
- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

- 第8条 委員会は、必要と認めるときは、専門的事項について審議を行うため、専 門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関する事項は、別に定める。 (庶務)
- 第9条 委員会に関する事務は、附属図書館事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規則は、平成28年10月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。